

令和2年度 清流苑事業計画

1 基本理念

- (1) 人間の尊厳を基調にして、人間愛に根ざした運営に努めます。
- (2) 自立支援を目標に、できる限り残存能力の維持・活用ができるよう支援します。
- (3) 明るく快適な雰囲気の中で、信頼と協調の心で支援に努めます。
- (4) 地域福祉の中核として、地域に定着した利用者本位の運営に努めます。

2 運営方針

西益田地区の在宅高齢者福祉サービスの拠点として、行政及び関係機関と連携を図り、高齢者及びその家族が安心・安全な生活を送ることができるように地域福祉の整備・充実に努める。

- (1) 利用者一人ひとりの自立支援を行う。
- (2) 個人情報を守る。
- (3) 認知症の知識を深め支援、介護を行う。
- (4) 身体拘束をしない。
- (5) 利用者及び家族から苦情・相談に迅速に対応する。

3 実施事業

- (1) 通所介護事業
- (2) 介護予防通所介護事業
- (3) 訪問介護事業
- (4) 介護予防訪問介護事業
- (5) 居宅介護支援事業

4 評議員、役員状況 (令和2年4月1日)

- (1) 評議員7名
- (2) 理事6名
- (3) 監事2名

5 清流苑職員体制 28名 (令和2年4月1日)

(1) 本部

事務員 1名 常勤 (商業簿記 工業簿記)

(2) 通所介護事業所

施設長 (管理者) 1名 常勤 (介護福祉士) (兼) 生活相談員

生活相談員 3名 常勤 (介護福祉士 社会福祉主事) (兼) 介護職

介護職員 6名 常勤3名 非常勤3名 (介護福祉士) (ヘルパー2級)
(内1名運転手兼務)

看護師 4名 常勤1名 非常勤3名

栄養士 1名 常勤 (栄養士)

- | | | |
|---------------|----|---|
| 調 理 師 | 5名 | 非常勤 |
| 運 転 手 | 2名 | 非常勤 (内1名介護職兼務) |
| (3) 訪問介護事業所 | | |
| サービス提供責任者 | 1名 | 常勤 (介護福祉士 2級ホームヘルパー) |
| 専任ホームヘルパー | 3名 | 常勤2名 (介護福祉士 2級ホームヘルパー)
非常勤1名 (2級ホームヘルパー) |
| (4) 居宅介護支援事業所 | | |
| 介護支援専門員 | 1名 | 常勤 |

令和2年度清流苑通所介護・介護予防通所介護事業所事業計画（案）

1 基本方針

(1) 事業実施について

社会福祉法人西益田福祉会清流苑通所介護事業、介護予防日常生活総合支援事業第一号通所介護事業所運営規程に定めるところにより実施する。

(2) 利用者について

個別計画（自立支援のために利用者一人ひとりに合わせる計画）及びグループ計画により実施する。

ア 定員35名（1日）

イ 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止のために残存能力の維持向上及び自立能力の向上にこころがけ介護予防を重視する。

ウ 心身の安定を図る。

エ 認知症の予防を行う。

(3) 家族について

ア デイサービス事業を利用し、介護者の負担軽減を図り、家族等介護者が愛情をもって介護し、絆を深め明るい家庭生活ができるよう支援する。

イ 通所介護重要事項説明書により生活相談員が利用者及びその家族に説明し、理解を得てサービス利用を開始する。

ウ 上記ア、イについて、正当な理由なく一方的に契約の破棄、提供のないことを説明する。

(4) 健康管理について

ア 利用来苑時、看護師による体温・血圧・脈拍・薬の使用等の健康チェックを行い健康状況の把握に努める。

イ サービス担当者会議を行い、利用者の健康状況の把握と諸対応を行う。

(5) 事故予防と緊急事態発生の場合の対応について

ア 送迎 (ア) 始業点検、交通法規の遵守

(イ) 法定点検と2週間に1回の自主点検実施

(ウ) 車両点検簿の記録

イ 防火・防災 (ア) 年2回の避難訓練の実施

(イ) 防火防災意識の向上に努める。

ウ 保守点検の実施 浄化槽、消防用設備、電気設備及び地下タンク

エ 食中毒の予防及び検便 (ア) 施設内の清潔

(イ) 利用者及び職員の手洗いの実施

(ウ) 検便の実施(月1回)

(エ) 衛生管理点検と月次点検

- オ 感染症対策 (ア) 利用者及び職員の手洗い、指先の消毒、うがい
歯磨き等の励行による予防をきめ細かに行う。
(イ) 協力医との連携を密にする。
(ウ) 衛生的な環境整備に努める。
(エ) 感染症が発生した場合、発症者の救援及び被害
軽減に努めるとともに関係機関に速やかに報告す
る。

カ 緊急対策 緊急対策マニュアルによる。

(6) レクリエーション的行事について

集団・個人で楽しみながら、身体を動かし精神的にもストレス解消にな
るレクリエーションを行う。(スカットボール 輪投げ ボール送り カル
タ等)

(7) 地域との連携について

施設の人的、物的資源を活用するとともに、地域のボランティアの協力
を得て地域福祉の向上を目指す。

ア 給食サービス

厨房の人材を使って高齢者にふさわしい栄養のバランスを考慮した食
事の配食サービスを行う。

イ 介護者教室

介護や健康管理、在宅介護に必要な知識・技術の研修、介護ストレス
等の対応、家族及び周囲の協力要請、専門医、ケアマネ、ヘルパー、介
護職員などを交えた研修の場を持つ。

ウ ボランティアを中心に地域の人たちの協力を得て地域に開かれた福祉
活動を展開する。

(8) 職員

ア 職員研修

職員の資質の向上、技術知識の習得を図り、利用者へのサービス充実
に努めるため次の研修を行う。

(ア) 施設内研修 職員会 人権 認知 救急法研修の実施

(イ) 施設外研修 外部の研修に出席

イ 職員の健康管理

(ア) 採用時及び年1回の健康診断を実施する。

(イ) 健康維持の必要性を認識し、自己健康管理に努めるよう促す。

ウ 職員会議

職員間の情報共有を図り、円滑な事業が推進できるよう月1回会議を開催する。

(9) その他

ア 認知症の対応について

- (ア) 尊厳を損なわない。
- (イ) 頭を使う習慣を大切にする。
- (ウ) 職員研修を行い、その人にあった対応を心がける。
- (エ) 医師及び家族との連携を密にする。

イ 虐待防止について

- (ア) 職員会議で福祉に対する意識の自覚と向上に努める。
- (イ) 適時、職員研修を開催する。
- (ウ) 利用者の身体の外傷 または外傷が生じる恐れ 心理的外傷を与える言動等がある、著しい減食または長時間放置、わいせつな行為、財産の不当な処分等虐待の事実が発見された場合は、行政機関と連携を密に取り対処する。

ウ 身体拘束について

身体拘束は、行わない。

エ 苦情対策について

苦情解決システム実施要項に基づき、利用者からの苦情に対する対応は、苦情窓口を通じ第三者委員による解決助言等を行う。

オ 地域との関りについて

- (ア) 西益田地域ボランティアの人々の協力を得て社会福祉の向上に努める。
- (イ) 法人のまつり等の行事開催時に施設を開放し、地域との触れ合いを深める。
- (ウ) 災害時等緊急避難場所として施設の開放をする。

カ 非常災害時の対応について

- (ア) 「消防計画」に基づき防火防災の意識を高め、防火防災に努める。
- (イ) 定期的に避難訓練を実施し、その結果及び反省点等を避難訓練簿に記録する。
- (ウ) 消防用設備等を定期的に点検する。
- (エ) 消防団との連携を密にし、合同避難訓練等を実施する。
- (オ) 非常災害時は、緊急時マニュアルにより対処する。

キ 危機管理について

- (ア) 部外者を無断で施設内に入らせない。
- (イ) 緊急事態時は連絡網により警察、医師及び行政機関等へ通報する。

ク 広報の発行

定期的に広報を発行する。

2 令和2年度清流苑行事予定

月	行 事
3月	お花見（3月23日～3月28日）
5月	クッキング 避難訓練
6月	梅もぎ
7月	七夕（短冊飾り）
8月	クッキング AED講習
9月	敬老会
10月	クッキング
11月	クッキング 避難訓練 はつらつ介護支援
12月	忘年会
1月	新年会
2月	節 分
3月	クッキング はつらつ介護支援
毎月	おひさまカフェを開催する。

令和2年度清流苑訪問介護・介護予防訪問介護事業所事業計画（案）

1 基本方針

高齢その他の理由により、身体上または精神上の障害があり、日常生活を営む上で支障のある利用者に対して家庭訪問をし、日常生活上の身体介護、家事援助、相談及び助言を行い、在宅で安らかな生活を営むことが出来るよう次のとおり支援する。

- (1) 明るく暖かみのある優しい支援を行う。
- (2) 利用者及び家族との信頼関係を築くための支援を行う。
- (3) 利用者一人ひとりに応じたサービス提供及び支援を行う。
- (4) ホームヘルパーの資質の向上に努める。

2 対象地域 旧益田市区域内

3 事業内容

(1) 身体介護

- ・排泄 ・食事介助、清拭 ・入浴、身体整容、服薬介助
- ・自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助
- ・その他身体に係わる介助サービス

(2) 生活援助

- ・掃除 ・洗濯 ・調理 ・買い物
- ・その他必要な日常生活の援助

(3) 相談援助及び助言、情報収集

(4) 関係機関との連絡

4 職員研修

職員の資質の向上、技術知識の習得を図り、利用者へのサービス充実に努めるため次の研修を行う。

- (1) 施設内研修 定例ヘルパー会等での研修及び苑内各事業所合同研修
- (2) 施設外研修 外部研修会に出張研修

5 遵守事項

- (1) 勤務中は、身分を証する証票を携行する。
- (2) 工作中知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (3) 訪問に変更がある場合は、原則としてその都度本人の確認を取る。
- (4) 契約書、重要事項説明書及び訪問日誌等その他必要な事項を記録する。

(3) 訪問時間は6時から22時までとし、利用者のニーズに応じて弾力的に対応する。

6 情報共有

定期的にヘルパー会議を行い、利用者に関する情報及びサービス提供の留意事項等を共通に認識するとともに訪問介護計画を生かしたサービス内容の充実に努める。

7 健康管理

年1回、健康診断等を受診し、健康管理に努める。

8 関係機関との連携

益田市、社会福祉協議会、市内老人福祉施設、市内医療機関及び福祉関係機関と連携を密にし、円滑な事業推進に努める。

令和2年度清流苑居宅介護支援事業所事業計画（案）

1 基本方針

介護が必要になられた方が可能な限り、その能力に応じて住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう関係機関と連携して公平公正に支援する。

2 対象地域 中西 豊田及び高城地域

3 事業内容

- (1) 支援及び要介護者からの居宅サービス計画作成依頼に基づく相談対応
- (2) 課題分析実施（アセスメント）(3) サービス計画原案作成
- (4) サービス担当者会議 (5) 居宅サービス計画確定
- (4) サービス実施依頼及び継続と評価 (7) 給付管理業務
- (8) 再課題分析 (9) 利用者からの相談及び苦情処理
- (10) 介護予防（要支援の方）への取り組み支援
- (11) 認定調査及び申請代行
- (12) 行政（保険者）他の関係機関との連絡調整
- (13) インフォーマルサービスの開拓及び利用の促進
- (14) ケアプランの作成（自助・公助・共助サービスの位置づけ）
- (15) 介護保険内容の説明

4 職員研修

職員の資質の向上、技術知識の習得を図り、利用者へのサービス充実に努めるため次の研修を行う。

- (1) 施設内研修 苑内各事業所合同研修
- (2) 施設外研修 外部研修会に出張研修

5 健康管理

年1回、健康診断等を受診し、健康管理に努める。

6 関係機関との連携

益田市、社会福祉協議会、市内老人福祉施設、市内医療機関及び福祉関係機関と連携を密にし、円滑な事業推進に努める。